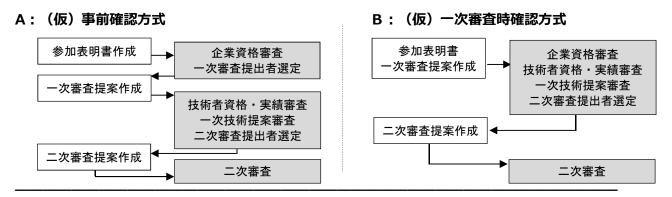
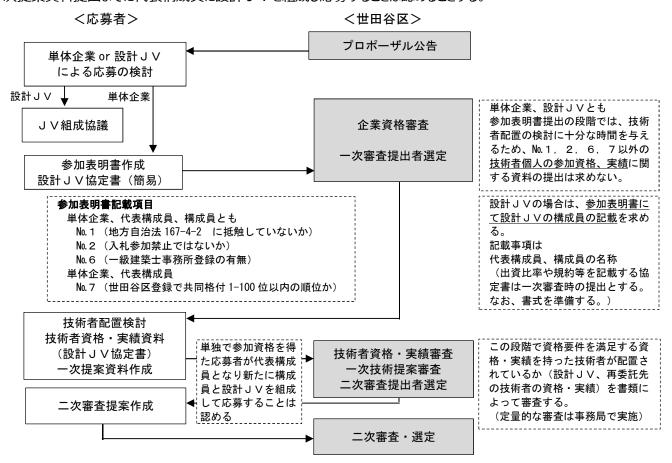
応募資格審査の検討に関する資料(案)

応募資格審査に関し、『A. (仮)事前確認方式』、『B. (仮)一次審査時確認方式』として、設計共同企業体(以下、設計 JV)の組成と併せて検討・比較します。



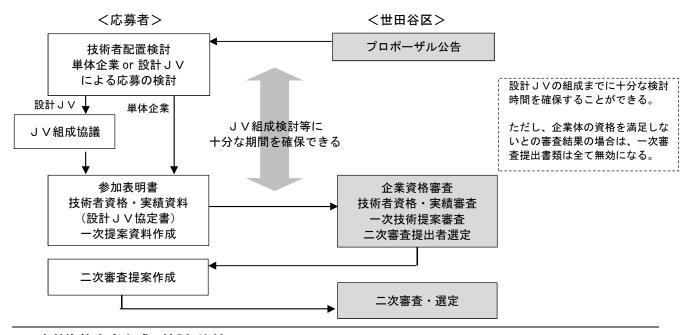
A: (仮) 事前確認方式

- ・世田谷区におけるプロポーザル時に通常行われている方式
- ・第1回審査委員会【資料8】に示す資格検討項目のうち、応募者の企業(共同企業体(以下、設計 】 V)を含む)としての資格のみに関して記載した参加表明書を求め、内容を審査の上、一次審査に係る提案 書提出者を選定する方式
- ・設計 J V においても原則として参加表明書提出時までに、「代表構成員」、「構成員」の名称を記載することとする。但し、設計 J V の組成検討時間確保を考慮し、単独で参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案資料提出までに代表構成員に設計 J V を組成し応募することは認めることする。



B: (仮) 一次審査時確認方式

- ・応募資格を持つか否かは自ら判断し、一次審査書類提出時に全て(二次審査書類以外)を求める方式
- ・一次審査書類提出時に、応募者の企業(設計 J Vを含む)及び技術者資格・実績、技術提案を求め、二次審査提出者を選定する方式。



■ 応募資格審査方式の検討・比較

	A. (仮)事前確認方式	B. (仮)一次審査時確認方式
検討期間	参加表明書提出までに単体企業、設計 J V での	単体企業、設計JVの組成検討は一次応募まで
(設計JV組成の十	応募の意思決定が必要。(ただし、単体で参加	なので比較的十分な期間が設定できる。
分な検討期間確保によ	表明書を提出し、参加資格を得た応募者が代表	
り、多くの応募が期待で	構成員となり設計 J V を組成し、一次提案までに	(区としては、一次応募締め切りまでは何社が参
きるか)	設計 J V協定書の提出の上、応募することは可	加するかの数字はつかめない)
	能とすることで、設計] V組成の検討期間を確保	
	することは可能)	【事例】清瀬市庁舎設計プロポは、公告から参加
	(J V協定書正式版は一次提案提出時) 	表明書提出まで <u>約1.5か月</u> (JV 構成員はこの時点で提出。JV 協
	 【事例】 千葉市庁舎設計プロポは、公告から参加	
	【事例】 工業印月 音設計プロバは、公音がつ参加 表明書提出まで2週間	た音は一人心券は(利3週間後))
	(JV 構成員記載)	
	府中市庁舎設計プロポは、公告から参	
	加表明書提出まで1ヶ月	
応募者の負担	事前に資格審査が行われるため、企業体としての資	仮に企業体としての資格審査により非選定となった
	格を満足していない企業が、技術者実績資料や一	場合は一次提案書の作成が無駄になる。(応募
	次提案書を作りこむことはない。	者の責任とはなるが)
	(無駄な作業は発生しない)	
	企業としての参加表明時の資格審査資料も項目は	
	少ないので作成の負担も大きくはない。	
世田谷区の負担	参加表明書提出期間を短縮するためには、資格に	一度に多くの書類を審査する可能性が高いため短
	関する質疑及び回答を短期間で行う必要がある。	期間での集中作業となる。
	(両方式どちらでも審査する項目に差はない)	(両方式どちらでも審査する項目に差はない)

上記の検討結果から、事務局としては応募書類の提出日程を十分に考慮した上で、「A. (仮)事前確認方式」が望ましいと考えます。

以上